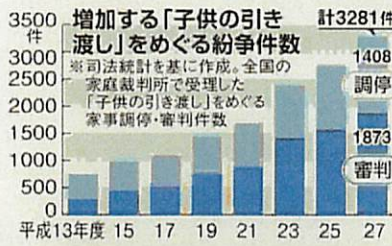


平成29年(2017年)10月13日 金曜日

第1版

第1版



刑事告訴したのは、キャリア官僚の40代の男性。裁判記録などによると、男性は平成18年、国際機関での勤務経験もある元妻と結婚し、翌19年に長女が生まれた。しかし不仲になり、元妻は22年5月、男

「DVを受けた」
刑事告訴したのは、キャリア官僚の40代の男性。裁判記録などによると、男性は平成18年、国際機関での勤務経験もある元妻と結婚し、翌19年に長女が生まれた。しかし不仲になり、元妻は22年5月、男



社会部 小野田雄一

父親が母側支援者らを告訴

長女の親権をめぐる司法判断



ドメスティックバイオレンス(DV) 暴力など「身体的虐待」>脅迫など「精神的虐待」>金銭を渡さない「経済的虐待」などが該当するとされる。被害者はPTSD(心的外傷後ストレス障害)などを発症する可能性がある。一方、親権争いでは、一方の親が裁判で有利になるためにDVを主張し、証拠が乏しくても認定される場合があるとされ、一部の専門家らが是正を訴えている。

名誉毀損罪、異例の展開

争いの背景は…

性が仕事で不在のときに長女を連れて自宅を出て別居状態となった。男性は同年9月以降、長女と会っていないという。その後、「不当な連れ去りであり、長女を返すべき」と主張する男性側と、「男性から(自分は)DVを受けており、子供を連れて逃げたのはやむを得なかった」とする元妻側の間で親権訴訟に発展した。

性仕事で不在のときに長女を連れて自宅を出て別居状態となった。男性は同年9月以降、長女と会っていないという。その後、「不当な連れ去りであり、長女を返すべき」と主張する男性側と、「男性から(自分は)DVを受けており、子供を連れて逃げたのはやむを得なかった」とする元妻側の間で親権訴訟に発展した。

親権争いをめぐっては、父親側団体が「子供の連れ去り」は一種の「誘拐」なのに、「継続性の原則」により親権訴訟で有利になるのはおかしい。裁判官もDVを簡単に認定する傾向がある。これでは不当な連れ去りではなくならない」と問題提起してきた。

一方で、母親側の団体などは「父親側は自身のDVについて無自覚だ。DVを行う父親のところに子供を残すわけにはいかず、子供を連れて行くのはやむを得ない」と主張。両者の主張は平行線をたどり、対立が続いている。

男性は刑事告訴した意図について、「親権争いをビジネスにしている勢力の一部にあり、その意味では元妻も被害者だ。DV冤罪の問題を社会に問いた」と話している。

親権1、2審逆転訴訟のその後

「画期的判決」と注目

親権訴訟では、①成育環境が一変するのは子供に不利との

「虚偽の内容だ」

そして男性は刑事告訴。警視庁が受理した告訴状の概要は次の通りだ。

①元妻を支援した団体の役員らが1審判決後、「元妻は男性から暴言、暴力、精神的・経済的な虐待を受けていた」などと記した署名を呼びかける書面を、不特定多数の人に配布した。

②高裁の判決後に元妻側が開いた記者会見で、代理人弁護士が「夫妻仲が悪くなった理由は、男性によるDVがあったため」などと記した資料を配布した。

男性は告訴状で「虚偽の内容を記した資料配布や発言により、社会的地位が傷つけられた。名誉毀損に当たる」と主張している。